

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 4 月 28 日

株式会社テンプスホールディングス

2026年4月28日

事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
株式会社テンポスホールディングス
取締役管理部長 森下 和光

株式会社テンポスホールディングス（以下「テンポスホールディングス」といいます。）及び株式会社明和製作所（以下「明和製作所」といいます。）は、2026年4月27日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年5月20日を効力発生日（予定）として、テンポスホールディングスを株式交換完全親会社とし、明和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施致します。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 本株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	明和製作所 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	9.6963
本株式交換により付与する株式数	当社普通株式：58,177株（予定）	

(注1) 株式の割当比率および交付する株式数

当社は、明和製作所の普通株式1株に対して、当社普通株式9.6963株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

本株式交換により当社が交付する株式総数は58,177株であり、全て当社が保有する自己株式（2026年1月末現在2,253,194株）を用いる予定です。これは当社の発行済み株式総数（14,314,800株）の0.406%に該当します

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、明和製作所の株主は当社の単元未満株式（1単元（100株）に満たない数の株式）を保有することが見込まれますが、下記の制度をご利用頂くことができます。

・単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：会社法第192条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数が生じた場合、明和製作所の株主

に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分の合計の整数部分に応じた金額を支払い、端数部分の株式は割当てられません。

(2) 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

① 割当の内容の根拠および理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である税理士法人とともに（以下「ともに」といいます）に、簡易的な株価評価を依頼いたしました。当社は、ともにによるMAにおける意見価額を参考に、明和製作所の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、現金対価及び株式対価について両社で慎重に協議をした結果、前記2.(3)「本株式交換に係る割当比率」記載の割当内容で合意いたしました。

② 算定に関する事項

i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び明和製作所から独立した第三者機関である税理士法人ともにを選定し、本株式交換に用いられる株価の算定を依頼しました。明和製作所は関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ii) 算定の概要

当社については、上場会社であり、市場株価が存在していることから、市場株価法によるものとしております。当社は、2025年12月11日から2026年3月10日までの連続する各取引日における、東京証券取引所スタンダード市場の当社株式の終値の平均値である3,754円を採用することといたしました。

一方、明和製作所については税理士法人ともにに法人税法に規定する価額および純資産価額方式を用いた簡易的な価額の算出を依頼しました。明和製作所の事業内容から国税庁の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の「金属製品製造業」および「その他の金属製品製造業」を類似業種とし、法人税法に規定する1株当たりの評価額を求め、これと同社の1株当たりの純資産価額を平均し、最終的にともにによりMAにおける意見価額として34,303円の提示がありました。

当社および明和製作所は、現時点での実質的な資産価値を適切に反映させるべきとの判断から「純資産評価方式」に重点を置き、また、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社で慎重に協議をした結果ともにが提示した平均値を上回る、1株あたり36,400円を妥当な評価額としました。

当社の1株当たりの株式価値	3,754円
明和製作所の1株当たりの価値（ともにによる意見価額）	34,303円
最終合意に至った明和製作所の1株当たりの価値	36,400円

なお、ともには、株価の算定に際して、当社及び明和製作所から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用しており独自にそれらの正確性、完全性および網羅

性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。なお、ともに提出した株価の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①株式交換契約及び本経営統合契約の締結

明和製作所は、2026 年 5 月 20 日を効力発生日とする本株式交換による当社を完全親会社、明和製作所を完全子会社とする株式交換契約の締結を代表取締役が承認し、本株式交換契約を締結しました。

本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 取得による企業結合

当社は、会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、2025 年 5 月 14 日に株式会社サンライズサービスの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2025 年 7 月 22 日付で以下の通り株式を取得致しました。

企業結合日：2025 年 7 月 22 日

企業結合の法的形式：現金を対価とする普通株式の取得

取得する議決権比率：100%

取得の対価 1,275 百万円

(2) 株式取得による持分法適用関連会社化

当社は、2025年5月26日開催の取締役会において、マルシェ株式会社が実施する第三者割当増資を引き受けることについて決議し、同日付で株式総数引受契約を締結、2025年6月16日付で株式を取得しました。

株式取得日：2025年6月16日

取得した株式の数：2,000,000株

取得価額：360百万円

取得後の持分比率：21.0%

(3) 本株式交換契約及び本経営統合契約の締結

当社は、2026年5月20日を効力発生日とする本株式交換による、当社を完全親会社、明和製作所を完全子会社とする株式交換契約の締結を会社法370条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により承認し、本株式交換契約を締結しました。

本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

当社の当事業年度中間期末日（2025年10月31日現在）の連結貸借対照表における資産の額は27,971百万円、負債の額は9,855百万円、純資産の額は18,116百万円です。資産の額が負債額を上回っており、また、現預金から有利子負債を引いたいわゆるネット資金は6,573百万円となっております。

株式交換の効力発生後の当社の収益状及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従いまして本株式交換の効力発生後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断致します。

以上

株式交換契約書

株式会社テンポスホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社明和製作所（以下「乙」という。）は、以下の通り株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換） 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（甲が乙の株主に交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の普通株主（本株式交換の効力発生日の前日の最終の時点における乙の株主名簿に記載または記録された株主。以下「本対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わる対価として、甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本対象株主に対し、その保有する乙の普通株式の合計数（6,000株）に対し、合計58,177株の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項の規定により本対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数のうち、1株に満たない端数が生じる場合には、甲は会社法第234条の規定に基づき、当該端数に応じた現金を交付する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額） 本株式交換により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、甲が適切に定める。

第4条（効力発生日） 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年5月20日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の理由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を経ずに本株式交換を行う（簡易株式交換）。
2. 乙は、2026年5月13日に開催予定の臨時株主総会（または会社法第319条第1項に基づく書面決議）において、本契約の承認を受けるものとする。

第6条（善管注意義務） 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を善良なる管理者の注意をもって行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方と協議し、承諾を得た上で行うものとする。

第7条（本契約の変更及び解除） 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力） 本契約は、第5条に定める承認が得られない場合、または法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第9条（合意管轄） 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し甲乙両社がそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。但し、本契約は電子契約を用いることができ、その場合は電子データである本電子契約書ファイルを原本とする

2026年4月27日

(甲) 東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
株式会社テンプスホールディングス
代表取締役 森下 篤史 印

(乙) 大阪府大阪市此花区北港一丁目3番48号
株式会社明和製作所
代表取締役 下條 聡哉 印

1. 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に加え、米国新政権による関税政策の動向などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。わが国経済におきましても、継続的な円安水準とそれに伴う急激な物価高騰が実体経済を圧迫しており、特に中小企業においては、大企業との業績格差の拡大や、人件費の高騰による人材確保の難化など、極めて厳しい経営環境に置かれております。

このような環境下、当社におきましては、製造能力の底上げと生産性の向上を最重要課題と位置づけ、持続的な成長に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

主力となる圧力容器製造におきましては、2024年6月に取得したASME（米国機械学会）認証を足掛かりとして、米国向け圧力寸胴の試作を開始しており、来期以降の量産化および本格的な海外展開に向けた体制整備を進めております。また、新たな事業領域の開拓として、株式会社レクザムより半導体向け圧力製品の設計・組立を受注いたしました。本件は利益率向上に課題を残すものの、売上高の拡大に大きく寄与する商材であり、製造体制の要として工場内に新たにクリーンルームを設置いたしました。今後は、同設備を他の高度な品質管理を必要とする製品製造にも有効活用し、採算性の改善と受注拡大に努めてまいります。

産業機器向け板金事業におきましては、新たに中外炉工業株式会社との取引口座を開設いたしました。今後、取引深耕を図ることで、安定的な受注基盤の確立を目指します。

さらに、子会社である大成機械工業株式会社が展開する製麺機事業におきましては、昨今のコスト高騰を踏まえて製品価格を10%改定（値上げ）し、収益性の改善を図るとともに、海外市場を見据えた積極的な情報発信に着手しております。

これらの結果、当期の売上高は483,720千円（前期比36.2%増）、営業損失は△20,327千円（前期比―）、経常利益は10,950千円（前期比―）、当期純利益は10,880千円（前期比64.6%減）となりました。

主要な事業内容

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ① 厨房機器（圧力寸胴、焼肉用無煙ロースター等）の製造、加工および販売
- ② 半導体製造装置向け圧力製品の設計および組立
- ③ 産業機器向け板金加工製品の製造
- ④ 圧力容器（ASME規格認証製品等）の製造および輸出版売
- ⑤ 製麺機等の食品加工機械の製造および販売（子会社：大成機械工業株式会社）

(2) 資金調達の状況

池田泉州銀行 26,000,000円（追加融資）

(3) 設備投資の状況

該当事項は有りません。

(4) 直近3年間の財産および損益の状況

区分	第61期(前々々期)	第62期(前々期)	第63期(前期)	第64期(当期)
売上高(千円)	291,271	361,816	354,897	483,720
経常利益(千円)	▲43,574	▲18,002	30,853	10,950
当期純利益(千円)	▲42,996	▲18,072	30,783	10,880
1株当たり当期純利益(円)	▲7,166.10	▲3,012.16	5,130.57	1,813.40
総資産額(千円)	624,169	744,244	674,391	658,948
純資産額(千円)	138,540	120,467	151,250	162,131

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、原材料費の高騰や人手不足の深刻化など、依然として不透明な状況が続いております。今後は、生産工程の効率化および新規顧客の開拓に注力し、さらなる業容拡大に努めてまいります。

2. 会社に関する事項

(1) 主要な事業内容

金属加工・機械部品製造業

(2) 主要な営業所

本店：大阪府大阪市此花区北港1丁目3番48号

(3) 従業員の状況

- 従業員数：31名
- 前年度末比増減：+6名
- 平均年齢：48.0歳
- 平均勤続年数：13.8年

(4) 主要な借入先の状況

当事業年度末における主要な借入先の状況については、事業報告書に係る勘定科目明細書に記載のとおりであります。

3. 株式に関する事項

- 発行可能株式総数：40,000株
- 発行済株式総数：10,000株
- 株主数：7名（※明細書記載の人数）

大株主 7名：

- 下條 聡哉 持株数：2,200株（持株比率：36.7%）
- 伊東 慶郎 持株数：1,200株（持株比率：20.0%）
- 大和特殊鋼株式会社 持株数：1,000株（持株比率：16.7%）
- 谷川 章 持株数：500株（持株比率：8.3%）
- 伊藤 正浩 持株数：400株（持株比率：6.7%）
- 江郷 由貴子 持株数：400株（持株比率：6.7%）
- 下條 昌人 持株数：300株（持株比率：5.0%）

4. 役員に関する事項

(1) 役員の氏名および役職

- 代表取締役： 下條 聡哉 担当・重要な兼職： 大成機械株式会社 代表取締役

(2) 役員報酬等の額

- 役員区分： 代表取締役
- 役員数： 1名
- 報酬等の総額： 12,600 千円
- 株主総会決議の日付： 令和8年8月25日

(3) 役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約に関する事項

該当事項は有りません。

(4) 役員と当該株式会社との間の取引に関する事項

- 金銭の借入：該当事項は有りません。
- 債務保証：
当社の銀行借入に対し、代表取締役 下條 聡哉が債務保証を行っております。

以上